

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国においても、地方自治体においても重要である。

しかしながら、冤罪被害者を救済するための再審請求手続を定めた法律上の規定（刑事訴訟法第四編「再審」）は、19か条しかなく、再審請求手続をどのように行うかは、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

再審請求手続の障壁の中でも、特に証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済する要因となっている。そのことから、冤罪被害者を救済するためには、冤罪被害者が捜査機関の手元にある証拠を利用できるように開示させる仕組みが必要である。

現行法では、そうしたことを定めた明文の規定がなく、裁判官や検察官の対応次第で証拠開示の範囲に大きな差が生じており、そうした格差を是正するには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要不可欠である。

よって、国においては、冤罪被害者を救済するために再審法を改正するよう強く要望する。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月25日

大崎市議会議長 後 藤 錦 信

内 閣 総 理 大 臣	}	殿
法 務 大 臣		
衆 議 院 議 長		
参 議 院 議 長		